

令和 4 年

第 9 回赤穂市教育委員会提出議案参考資料

赤穂市教育委員会

令和 4 年第 9 回赤穂市教育委員会提出議案参考資料一覧表

- 資料 1 赤穂西中学校（B 棟・D 棟）大規模改造工事変更概要
- 資料 2 赤穂市指定文化財指定申請書
（歴史資料：赤穂西浜塩田資料）

赤穂西中学校（B棟・D棟）大規模改造工事変更概要

- 1 工事目的 赤穂西中学校（B棟・D棟）について、内装及び外装の大規模改造工事を実施し、教育環境の改善を図る。
- 2 変更理由 仮設足場組立後の外壁調査の結果、ひび割れ部補修箇所が増加等が確認されたため、補修工事等を追加するほか、新型コロナウイルス感染拡大の影響から作業人員が確保できず、改修工事を期限までに完成させることが困難となったため、工期を21日間延伸する。
- 3 工事名 赤穂西中学校（B棟・D棟）大規模改造工事
- 4 工事箇所 赤穂市塩屋地内
- 5 工期（変更前）令和4年6月14日～令和4年11月25日
（変更後）同～同年12月16日（21日間延伸）
- 6 請負金額（変更前）197,670,000円
（変更後）206,885,800円（9,215,800円増）
- 7 請負者 株式会社葛島工務店
- 8 工事概要

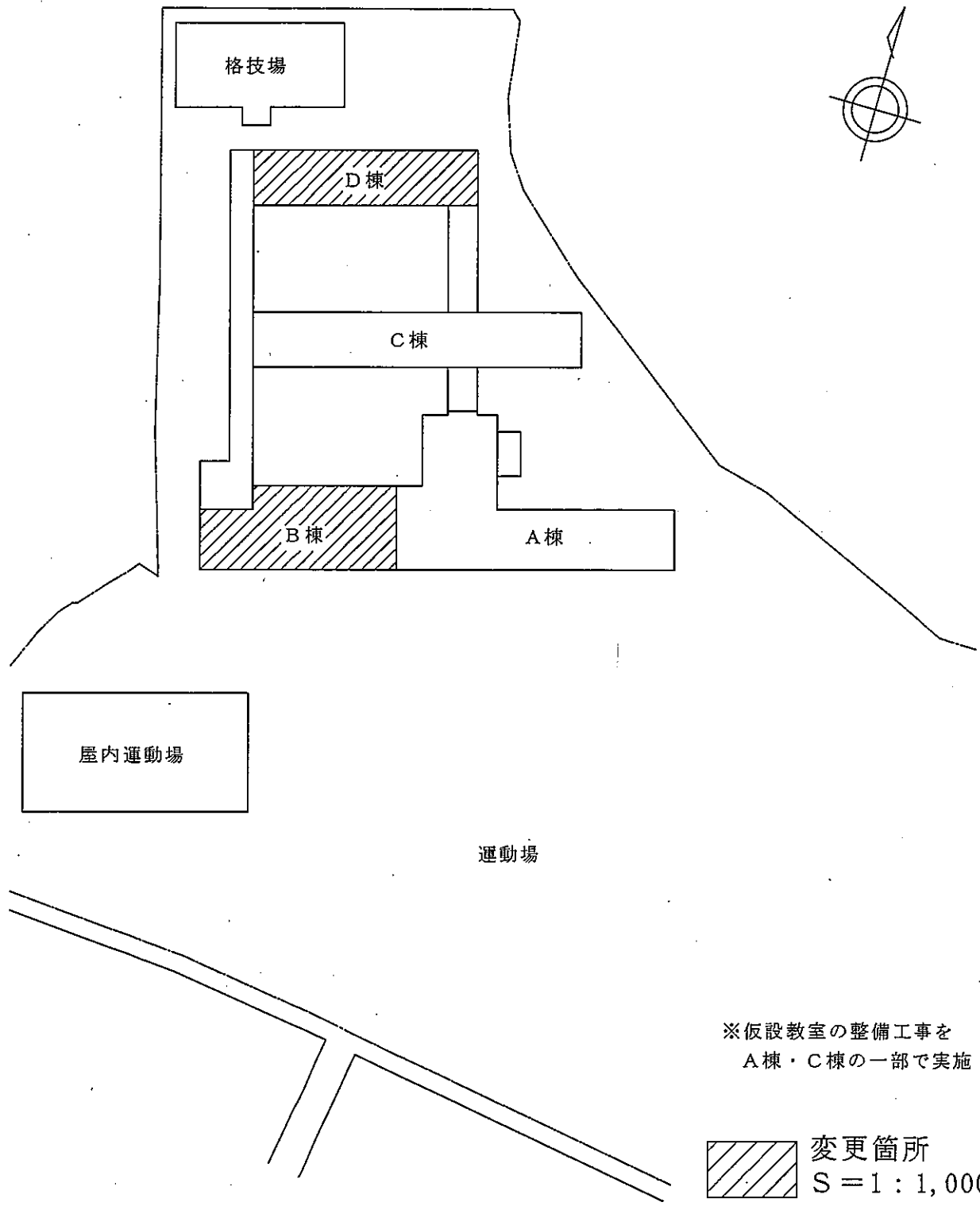
対象棟	B棟(管理教室棟)	D棟(特別教室棟)
構造規模	鉄筋コンクリート造3階建	同左
延べ面積	1,086 m ²	949 m ²
主要室	職員室、校長室、普通教室、放送室、男女トイレ	第1・第2音楽室、木工室、金工室、被服室外
■大規模改造工事		
屋根防水改修	シート防水改修 369 m ² 外	シート防水改修 361 m ² 外
外壁塗装改修	防水形複層塗材 1,039 m ² 外	防水形複層塗材 1,134 m ² 外
内装改修	床フローリング張 440 m ² 床長尺シート張替 227 m ² ビニル床タイル張 106 m ² 壁塗装改修 640 m ² 壁クロス張替 98 m ² 天井ボード張替 1,044 m ² 外	床フローリング張 491 m ² 床長尺シート張替 367 m ² 壁塗装改修 698 m ² 天井ボード張替 918 m ² 外
電気設備改修	電灯設備改修 1式 弱電設備改修 1式 外	同左
機械設備改修	給排水衛生設備改修 1式 換気設備改修 1式 外	同左

9 変更概要

- ① 外壁塗装改修に伴う下地補修工事の追加外
(ひび割れ部補修及びコンクリート欠損部補修外) 6,384,400円
- ② 内装下地改修工事の追加外
(掲示板下地改修外) 2,005,300円
- ③ 建具改修工事の追加外
(建具部品改修外) 826,100円

追加変更工事費（①～③合計） 9,215,800円

赤穂西中学校（B棟・D棟）大規模改造工事 請負契約変更工事箇所図



※仮設教室の整備工事を
A棟・C棟の一部で実施

変更箇所
S=1:1,000

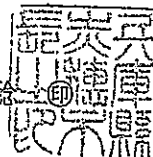
様式第 1 号 (第 2 条関係)

赤穂市指定文化財指定申請書

令和 4 年 9 月 6 日

赤穂市教育委員会 様

申請者 住 所 赤穂市加里屋 8 1 番地
氏 名 赤穂市
赤穂市長 牟 禮 正 稔

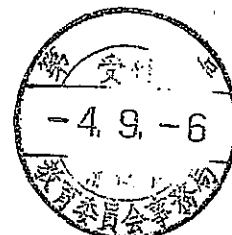


下記のものは、赤穂市指定有形文化財として価値のあるものと思われまますので、赤穂市指定文化財に指定くださるよう申請します。

記

- 1 名 称
赤穂西浜塩田資料 員 数 7, 9 1 8 点
- 2 形 状
紙、フィルム外
- 3 所在地
赤穂市上仮屋 9 1 6 番地 (赤穂市立歴史博物館)
- 4 申請者と当該文化財との関係
所有者
- 5 申請者のほかに権原に基づく占有者があるときは、その者の氏名及び住所
なし
- 6 今後の保存管理の方法
継続して赤穂市立歴史博物館にて保管する。
- 7 その他参考事項
別紙のとおり

(注) 「氏名」欄は、団体にあたっては名称及び代表者の氏名を記載すること。



赤穂市指定文化財指定同意書

令和4年9月6日

赤穂市教育委員会 様

所有者 住所 赤穂市加里屋81番地
氏名 赤穂市
赤穂市長 牟禮正稔



私の所有する下記の文化財を、赤穂市指定有形文化財として指定されますことに同意します。

記

- 1 名称
赤穂西浜塩田資料
- 2 員数
7,918点
- 3 形状
紙、フィルム外
- 4 所在地
赤穂市上仮屋916番地
赤穂市立歴史博物館

(注) 「氏名」欄は、団体にあたっては名称及び代表者の氏名を記載すること。



赤穂西浜塩田資料について

本物件は、平成 29 年 12 月 1 日に株式会社日本海水より寄贈を受けた、総点数 7,918 点に及ぶ旧赤穂西浜塩業組合に関する資料群である。

明治 38 (1905) 年の塩専売法施行に伴い、赤穂には大蔵省赤穂塩務局 (3 等級) が特設され、明治 41 (1908) 年に庁舎が竣工した。当時、地主、自作や小作が加入した赤穂製塩同業組合がすでにあっただが、このころに西浜塩業者によって設立されたのが赤穂西浜塩業組合である。

赤穂西浜塩業組合は、塩の代納、労働者取締まりと賃金規定、石炭計量の監督などを行う共同組織として機能し、大正 9 (1920) 年には塩屋塩業組合などと合併して赤穂西浜信用購買利用組合となった。しかし昭和 34 (1959) 年の第三次塩業整備において廃業勧告を受けたことを契機に赤穂海水工業株式会社を設立し、昭和 47 (1972) 年には全国第 1 号のイオン交換膜製塩の許可を受け、その流れを引き継いだ株式会社日本海水が製塩を続けている。

本資料総点数 7,918 点の内訳は、図面 1,545 点、(測量図 523 点、設計図 880 点のほか建物配置図、工程図、グラフなど)、書類 415 点 (2,259 頁)、写真 5,958 点 (ネガ 1,967 点、紙焼き 3,958 点など) であり、昭和 20 年代後半～40 年代のものが中心であるが、昭和 50 年代以降のものは現在も引き続き株式会社日本海水が保有している。

特に設計図の原図や、ブローニーフィルムによる工事写真フィルム及び紙焼きが多く含まれていることが特徴で、入浜塩田から流下式塩田に移行する当該期における近代製塩技術を研究するうえで貴重な資料と言える。現在、市所有の赤穂塩業に関する主な資料として、東浜については近世主体の「田淵家文書」及び近現代の「赤穂東浜信用購買利用組合文書」が、西浜については近世～近代主体の「真光寺旧蔵柴原家文書」があり (いずれも赤穂市指定有形文化財)、本資料が西浜の近現代をカバーすることにより、赤穂塩田の基礎資料が揃うことになる。

なお、本資料は令和元～3 年度にかけてデジタル化され、非公開資料を除いた図面 1,541 点、書類 412 点、写真 4,119 点が Web サイト「赤穂の塩づくりの記憶」 (<https://ako-salt.jp>) にて、令和 4 年 6 月からデジタルアーカイブとして公開されているほか、原資料は燻蒸のうえ赤穂市立歴史博物館に収蔵されている。

赤穂西浜塩田資料 内訳

(1) 図面 1,545 点

測量図 523 点、設計図 880 点、建物配置図 107 点、グラフ 23 点、工程図 4 点、地図 3 点、その他図面 3 点、計画図 1 点、工事实績図 1 点

(2) 書類等 415 点・2,259 頁

書類 347 点、冊子 16 点、パンフレット 12 点、封筒 11 点、空封筒 11 点、その他紙 7 点、空ネガ・プリント袋 6 点、他社図面 4 点、ビニール袋 1 点

(3) 写真 5,958 点

ネガ 1,967 点、紙焼き 3,958 点、OHP プリント 19 点、ポジ 13 点、パノラマ写真 1 点



赤穂西浜塩田資料

